

2015年12月19日

都道府県社会福祉士会 会長 様

公益社団法人 日本社会福祉士会  
権利擁護センターぱあとなあ運営協議会  
独立型社会福祉士委員会

### 社会福祉士が行う成年後見制度の利用に関する相談について（注意喚起）

本件について、本会は、これまでも、社会福祉士が行う成年後見制度の利用に関する相談（以下「利用相談」という。）において、申立てに係る書類作成等の具体的な手続きを行う行為（以下「申立支援」という。）が、非弁行為及び非司行為に抵触するため注意を喚起してきたところです。

また、独立型社会福祉士に関しては、「独立型社会福祉士研修」のリスクマネジメントの科目等で、利用相談の業務に当たる場合は、その契約当事者の判断能力の状況等と合わせて、非弁行為・非司行為について注意喚起をした上で、名簿登録をしています。

最近、いくつかの都道府県社会福祉士会から、利用相談と申立支援に関して照会がありましたので、改めて考え方を整理し、関係機関及び一般市民の方から誤解を招かないよう注意を喚起するものです。

#### ① 利用相談に対する考え方

社会福祉士は、「福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」（社会福祉士及び介護福祉士法第2条）とされており、利用相談は、この「福祉に関する相談」に含まれます。

#### ② 申立支援と非弁行為・非司行為の関係性

一方、報酬を得ることを目的として申立支援を業として行うことは、非弁行為（弁護士法第72条）または非司行為（司法書士法第73条）に抵触する行為であり、できません。また、業務内容を紹介するパンフレット等で「申立支援」という用語を用いることは、非弁行為・非司行為を行うとの誤解を与えますので、使用しないでください。

#### ③ 申立支援に関する社会福祉士の関与について

成年後見制度の利用に関する相談の過程で、申立支援が必要な場合は、速やかに、弁護士、司法書士と相談し連携を図るとともに、必要に応じて市町村長申立てに向けて市町村長の担当窓口につなげることも必要になります。

本会としては、今後本会が主催する成年後見人の養成研修等において、申立て等に係わる科目において丁寧に説明し、周知したいと考えております。既に名簿登録済みの会員に

対しましては、各都道府県社会福祉士会より改めて周知徹底をお願い致します。

以上

<参考>

#### 非弁行為に関する弁護士法の規定

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

**第七十二条** 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(非弁護士との提携等の罪)

**第七十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 ～二 略

三 第七十二条の規定に違反した者

四 略

#### 非司行為に関する司法書士法の規定

(業務)

**第三条** 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 ～三 略

四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくはは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六 以下略

(非司法書士等の取締り)

**第七十三条** 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 以下略

**第七十八条** 第七十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 略